

3 高老第 3 号

老人福祉センター賀泉苑太陽光発電設備工事

特記仕様書

平成 23 年 6 月

井手町高齢福祉課

特記仕様書

1. 適用範囲

- 1) 本仕様書は、老人福祉センター賀泉苑太陽光発電設備工事に適用する。
なお、この仕様書で指示していないものについては、「土木工事共通仕様書(案)、土木請負工事必携、土木工事施工管理基準」(平成16年2月 京都府)によるものとする。
- 2) 本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負人の負担により施工しなければならない。

2. 一般的事項

- 1) 工事の施工に当っては、諸法令を遵守するとともに関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負業者が協議し、調整を図るものとする。
- 2) 本工事の施工に当っては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。
- 3) 請負者は、京都府土木請負工事必携・共通仕様書(平成16年2月)1-1-16(施工体制台帳)の規定によるほか、これ以外の工事であっても、必要に応じて、監督職員の指示により、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。
- 4) 請負者は、工事施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
また、安全・訓練等の実施状況を記録し、検査時に提出しなければならない。
- 5) 工事による停電・振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。

6) 請負者は、産業廃棄物管理表（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うとともに、完成検査時にこれらを提示し確認を受けなければならない。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。

7) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定められた様式（再生資源利用促進計画書・実施書）を工事着手前と工事完了後に提出するものとする。

なお、提出について計画書は施工計画提出時、実施書は工事完成時に提出するものとする。

8) 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとする。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容: 太陽光発電設備を設置しています。
工事種別: 太陽光発電設備設置工事

3. 工事仕様

- 1) 設備概要：
- ・ 太陽電池パネル 公称最大出力9.9 kW
 - ・ パネル用架台
 - ・ パワーコンディショナー
 - ・ 計測機器（日射計、気温計）、表示装置（屋内1か所）一式
 - ・ 関西電力配電設備への系統連係（逆潮流あり（変更可能性あり））
 - ・ 防水工事（必要な場合）
 - ・ その他、別添の設計図によるもの。

- 2) 設置場所：老人福祉センター賀泉苑屋根部分（改修後）

3) 条件

- ・別途、屋根改修工事を同じ工期で実施するため、工程会議に出席し、監督職員の指示のもと作業を実施すること。
- ・設計時に構造力学上の安全確認計算及び対風性能確認を実施すること。
1級建築事務所の協力も可とする。(耐震診断書、耐震補強工事竣工図面は設計時に提供する。)
- ・予測発電量と電力使用状況から逆潮流を行った場合の売電量予測を行うこと。逆潮流の実施の有無は、当該売電量予測に基づき発注者が行う。
- ・設置に伴う必要な届け出、申請手続き一切を行うこと。
- ・実施設計、施工図面、実施行程表等は、工事に着手する10日前に監督職員に提出し、承認を得ること。
- ・太陽光発電の仕組み及び設備の概要並びに現在発電量、積算発電量等を示す表示装置を庁舎1階に設置すること。
- ・設備設置に伴い防水対策の必要が生じる場合は、適切に措置すること。

4. 施工条件事項

- 1) 作業時間： 原則として平日の午前8時30分から午後5時までとする。
土日の作業については、事前に監督職員の承諾を受けること。
- 2) 仮設計画： 機器の搬入については、搬入経路を検討し老人福祉センター一賀泉苑業務に支障が生じないように計画すること。ガードマンを配置のこと。
エレベータはなし。
- 3) 施行計画： 各工程に先立ち施行計画を作成し、監督職員の承諾を得ること。停電・振動・騒音等を伴う作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、許可を得てから行うこと。

5. 性能試験

性能試験は、発電設備が正常運転に入り、安定し、かつ構成機器の性能が完全であることを確認した後、監督職員立ち会いの上実施する。

6. その他

- 1) 必要に応じて井手町高齢福祉課が開催する、工程連絡会議に現場代理人、又は主任技術者が出席するものとする。
- 2) 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する労災保険成立証明書を提出するものとする。
- 3) 建設業退職金共済組合掛金収納書を提出するものとする。
- 4) 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負業者が責任を持って対応しさらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。

別紙－1
（標示板の設置）

◎（標示板の設置）

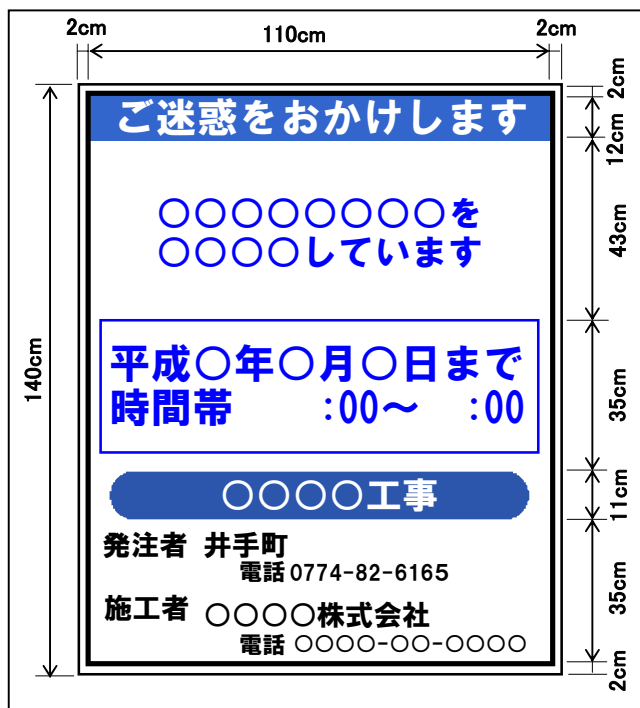
請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：太陽光発電設備を設置しています。

工事種別：太陽光発電設備設置工事

（標示板の記載例）

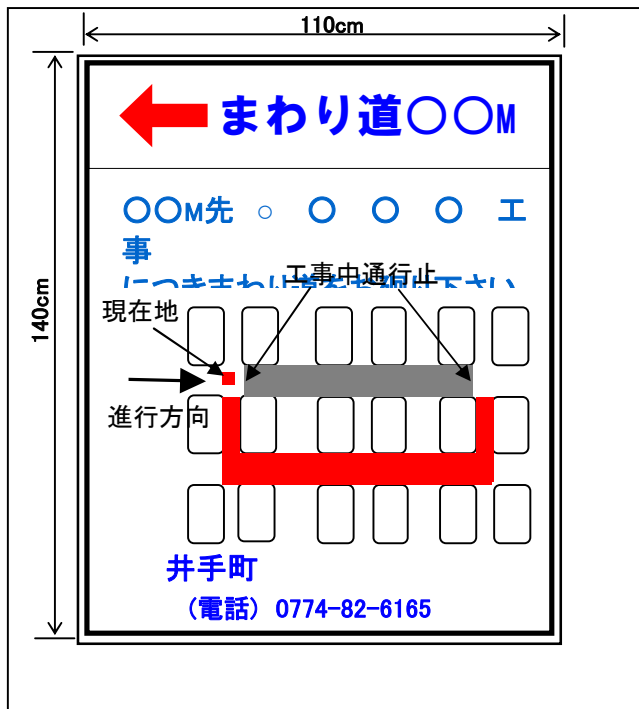
[工事標示板]



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。
	・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。
	・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜文字とする。
	・「○○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。
	・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。
	・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。
・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。	

別紙-2 (必要な場合のみ)

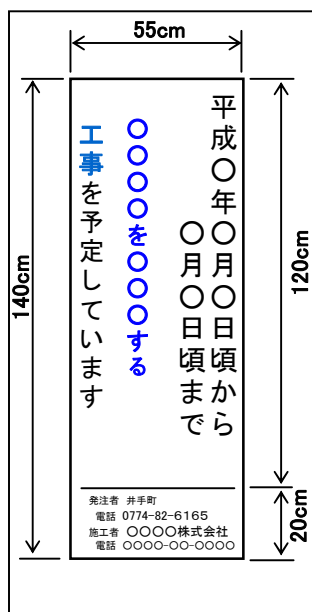
[迂回路標示板]



設置位置	・工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)に設置するものとする。
	・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
	・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

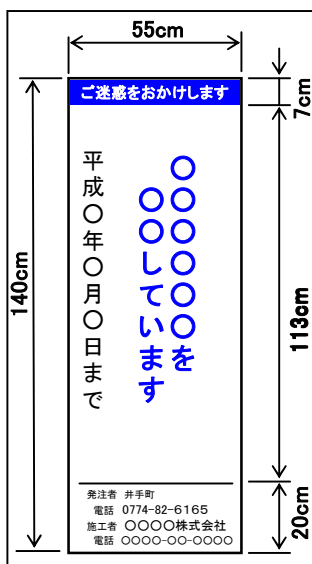
[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇〇〇を〇〇する工事」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※◎は必須項目であることを示す。